

★申請書を記入する際には、本紙（両面）および別紙「記入例」を必ずご確認ください。

滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金（家計急変） 【 提出書類確認シート 】

《 申請方法 》

申請書【奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書（別記様式第1号）】に、以下の必要書類を添付し、原則として生徒が在学する学校を経由して提出してください（注：県外の学校に在籍される場合は、学校の指示により県に直接御提出いただくことがあります）。

※ 申請書1ページ目冒頭チェック欄へのチェック☑漏れが多く発生しています。内容を確認の上、忘れずにチェックしてください。

《 申請書添付書類 》

家計急変の発生事由等を証明する書類

- ①
☐ ※ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産手続開始通知書、廃業等届出など
※ 発生事由等を証明する書類がない場合は、家計急変理由書

家計急変前の所得に関する書類（写し可）

- ②
☐ ※ 保護者等全員の令和5年度の課税証明書

家計急変後の所得に関する書類

- ③
☐ ※ 会社作成の給与見込、給与支払日が令和5年1月から直近までの給与明細（賞与含む）、税理士または公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後）
事業収入のある方については、年間収支見込計算書を作成してください。
※ 所得確認書類等は個別事情により異なりますので事前にご相談ください。
※ 審査の都合により、他の書類の提出を求める場合や確認のお問い合わせをする場合があります。

住民票（写し可）【課税証明書の発行者が滋賀県内の市町の場合は省略可】

- ④
☐ ※ ②の課税証明書の発行者が滋賀県内の市町の場合は省略できます。
なお、必要に応じて提出を求める場合があります。
※ 対象となる生徒および保護者等の全員が記載されたもの（申請月から一か月以内に発行されたもの）。
※ 保護者等の一方が滋賀県外に居住している場合は、生活の本拠とされる都道府県で申請することになりますのでご注意ください。なお、海外赴任等、日本に住所を有さない場合は給付の対象外です。

健康保険証（写し）

- ⑤
☐ ※ 生徒本人を含む世帯全員の扶養状況がわかる保険証等の写しの添付が必要です。

扶養申立書（別記様式第3号）

- ⑥
☐ ※ 以下のいずれかにあてはまる場合は、扶養申立書を添付してください。
☐ 健康保険証が国民健康保険である場合
☐ 健康保険証に被保険者の氏名が記載されていない場合

【対象生徒以外に通信制の高校生等を扶養している場合のみ】兄弟姉妹の在学証明書（別記様式第4号）

- ⑦
☐ ※ 本申請にかかる生徒の兄弟姉妹が通信制の高等学校等に在学している場合は、その兄弟姉妹の在学する高等学校等へ在学証明を依頼し、その原本を添付してください。
※ 保護者等に扶養される23歳以上の高校生等がいる場合は、別途、在学証明書の添付を求めることがありますので、事前にご相談ください。

口座振込依頼書（別記様式第5号）と通帳の写し

- ⑧
☐ ☐ 生徒が滋賀県外の高等学校等に在学する場合
→ 申請書に必ず添付して提出してください。
☐ 生徒が滋賀県内の高等学校等に在学する場合
→ 提出の可否については学校の指示に従い、提出が必要な場合は学校に提出してください。
- ご提出は不要です

※ 専攻科の生徒については、上記に加え、個人対象要件証明書（別記様式6号）が必要になります。

★申請書を記入する際には、本紙（両面）および別紙「記入例」を必ずご確認ください。

【 申 請 上 の 注 意 】

- (1) 申請者は、生徒の保護者（保護者がいない場合は、生徒本人または主として生徒の生計をその収入により維持している者）とします。なお、保護者等が2名以上いる場合はいずれか1名の保護者等が記入してください。
- (2) 保護者とは、親権を行う者または未成年後見人をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項または第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③ 法人である未成年後見人
 - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- (3) 保護者がいない場合は、生徒本人または主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法(注)における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法または私立学校教職員共済法をいう。
- (4) 生徒に兄弟姉妹などがいる場合は、その生徒（兄弟姉妹）ごとに、原則として在学する高等学校等を通じて申請する必要があります。
- (5) 生活保護を受給している場合は、福祉事務所等に、生活保護のうち「生業扶助」を受給しているかどうか確認のうえ、記入してください。
- (6) 「学校の種類・課程・学科」の欄には、次のうち該当するものを記入してください。

「高等学校（全日制）」、「高等学校（定時制）」、「高等学校（通信制）」、「中等教育学校（後期課程）」、「高等専門学校（1～3学年）」、「専修学校（高等課程）昼間学科」、「専修学校（一般課程）昼間学科」、「専修学校（高等課程）夜間等学科」、「専修学校（一般課程）夜間等学科」、「専修学校（高等課程）通信制学科」、「専修学校（一般課程）通信制学科」、「各種学校（外国人学校）」、「各種学校（その他）」、「高等学校等専攻科」
- (7) 基準日とは、原則として、本年度の7月1日をいい、生徒が転入学等をした場合は、その転入学等をした日をいいます。なお、新入生の一部早期給付は4月1日、家計急変は原則として申請のあった月の翌月（家計が急変した日が申請のあった月の1日である場合は、申請のあった月）の1日現在が基準となります。
- (8) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合には、給付の対象となりません。
- (9) 奨学のための給付金（滋賀県および他の都道府県による同種の事業によるものを含む。）の支給の回数が高校生等1人につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回。高等学校等専攻科に通う生徒は通算2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回。））を上限とする。ただし、学び直しへの支援の補助対象となる者については、この回数に加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回まで）給付することができます。
- (10) 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、または修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。また、2校以上の高等学校等に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。